

東京国際空港周辺海域における 走錨海難防止対策について



令和元年6月28日から、以下のとおり、港則法の規定に基づき、
荒天時において、東京国際空港(羽田空港)周辺の2海里の海
域(※略図参照)が、錨泊制限海域となりました。



勧告時期

京浜港東京区に平均風速20m/s以上となることが予想される場合

対象船舶

全ての船舶。ただし、次に掲げる船舶を除く。

- ①人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他の公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず錨泊制限海域に錨泊する船舶。
- ②船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域に錨泊する船舶。
- ③前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。

その他

勧告が発表された後、正当な理由がないまま錨泊制限海域で錨泊を継続した場合、港則法の規定に基づき、当該海域から退去を命令します。

適用法令

港則法第39条第4項(勧告) 港則法第39条第3項(命令)

罰則

港則法第50条第3号(3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

問い合わせ先

東京海上保安部航行安全課

TEL 03-5564-2022(又は2023)

錨泊制限海域の 詳細な位置

次の地点を結んだ線及び陸岸（護岸を含む）並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除いた海面。



- 1 大井コンテナふ頭岸壁（北緯35度36分17秒、東経139度45分59秒）と青海コンテナふ頭岸壁（北緯35度36分27秒、東経139度46分56秒）を結んだ線
- 2 青海コンテナふ頭南西端（北緯35度36分7秒、東経139度47分12秒）と中央防波堤内側埋立地北西端（北緯35度35分44秒、東経139度47分25秒）を結んだ線
- 3 中央防波堤内側埋立地南西端（北緯35度35分38秒、東経139度47分29秒）と中央防波堤外側埋立地北西端（北緯35度35分34秒、東経139度47分36秒）を結んだ線
- 4 中央防波堤外側埋立地Dブロック護岸上（北緯35度34分47秒、東経139度49分30秒）、北緯35度34分16秒、東経139度51分23秒の地点、北緯35度32分52秒、東経139度52分10秒の地点、北緯35度31分8秒、東経139度51分22秒の地点、北緯35度29分54秒、東経139度49分57秒の地点、北緯35度29分15秒、東経139度48分9秒の地点、北緯35度29分36秒、東経139度47分5秒の地点、浮島2期埋立地処分場護岸上（北緯35度30分44秒、東経139度48分5秒）を結んだ線
- 5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上（北緯35度31分37秒、東経139度47分）と東京国際空港（羽田空港）南西端（北緯35度31分56秒、東経139度47分42秒）を結んだ線
- 6 東京国際空港（羽田空港）北側護岸北西端（北緯35度34分8秒、東経139度46分16秒）と京浜島東側護岸（北緯35度34分7秒、東経139度46分8秒）を結んだ線
- 7 東海3丁目南東端（北緯35度34分38秒、東経139度45分45秒）と城南島西端（北緯35度34分38秒、東経139度46分）を結んだ線
- 8 城南島北端（北緯35度35分14秒、東経139度46分40秒）と大井食品ふ頭東端（北緯35度35分25秒、東経139度46分36秒）を結んだ線